平成２８年（フ）第１０２号
千葉県船橋市海神４丁目26番７号　ロジュマンＸＯ一106号
債務者　大崎　圭子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０号
千葉市中央区末広３丁目25番６号　シティハイムアーバン201号
債務者　椎名　康雄
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１号
千葉県浦安市猫実１丁目17番12号　パールハイツ福田（101）
債務者　上間　善明
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６号
千葉県市原市馬立2019番地３
債務者　宮原　優也
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
千葉市緑区誉田町２丁目20番地　長沢コーポ103号
債務者　古川　悦子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５８号
千葉市緑区あすみが丘７丁目４番地12　ルミエールＤ101号
債務者　福島　康三
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４１号
福岡県久留米市梅満町285番地10
債務者　紫村由起子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県久留米市津福今町308番地３　安松貸家２号
債務者　鶴田　修五
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３６号
福岡県久留米市長門石２丁目10番30号　フローラルマンション303号室、住民票上の住所佐賀県鳥栖市立石町2524番地３
債務者　川島　　渡
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県小郡市小郡858番地１　まえだビル103号、前住所福岡県小郡市大板井267番地14大板井団地7000棟404号
債務者　橋本　藤男
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県小郡市小郡858番地１　まえだビル103号、前住所福岡県小郡市大板井267番地14大板井団地7000棟404号
債務者　橋本　文子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県久留米市御井町2083番地１　ドウエル小川102号
債務者　野田　文安
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４８号
福岡県久留米市小頭町１番地19　吉富コーポ301号
債務者　吉森　忠光
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０号
北海道苫小牧市花園町３丁目３番13号　ハイツまるいＮＯ134―203号
債務者　酒井　陽一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２８号
北海道勇払郡安平町追分花園４丁目30番地12　エレガントハイツ11　101号室
債務者　大川智英子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２５号
青森県八戸市下長４丁目７番14―25号　県営住宅、旧住所青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ２―21号
債務者　伊藤　美保（旧姓安居）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
青森県八戸市大字白銀町字姥畑３番地９
債務者　大西　智子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係